

## かながわコミュニティカレッジ運営委員会設置要綱

## (設置)

第1条 地域人材の育成と特定課題の解決を図るための「県民の新たな学びの場」として開設する「かながわコミュニティカレッジ」事業を推進するため、有識者や県民・関係団体等の意見を聴取することを目的として、かながわコミュニティカレッジ運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 運営方針に関すること。
- (2) かながわコミュニティカレッジ運営業務委託に関すること。
- (3) かながわコミュニティカレッジ運営業務を委託する団体の選考に関すること。
- (4) かながわコミュニティカレッジ運営業務の評価に関すること。
- (5) 新たな事業展開の検討に関すること。
- (6) その他かながわコミュニティカレッジの運営に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、民間非営利活動、生涯学習等に関する有識者及び公募委員で構成する。

- 2 前項のうち、県民からの公募委員の選考等については、別途定める。
- 3 委員の任期は2年間とする。

## (座長)

第4条 委員会に座長を置き、委員の互選をもって決定する。

- 2 座長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

## (会議)

第5条 委員会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

## (公開)

第6条 附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱第7条の規定により会議は公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 会議の開催予定、議事録等については、ホームページに掲載するなど広く情報提供するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、かながわ県民活動サポートセンターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項については、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の規定は平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月5日から施行する。